

⑦ 難病患者の治療に係る遠隔連携診療料の見直し

第1 基本的な考え方

指定難病患者に対する治療について患者が医師といる場合の情報通信機器を用いた診療（D to P with D）が有効であることが示されたことを踏まえ、遠隔連携診療料の対象患者を見直す。

第2 具体的な内容

遠隔連携診療料の対象患者に、指定難病患者を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【遠隔連携診療料】 [算定要件] 注2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、治療を目的として、患者の同意を得て、<u>当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、3月に1回に限り算定する。</u></p> <p>[施設基準] 九の七の三 遠隔連携診療料の施設基準等 (1)・(2) (略)</p>	<p>【遠隔連携診療料】 [算定要件] 注2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、<u>てんかんの治療を目的として、患者の同意を得て、てんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、当該診療料を最初に算定した日から起算して1年を限度として、3月に1回に限り算定する。</u></p> <p>[施設基準] 九の七の三 遠隔連携診療料の施設基準等 (1)・(2) (略)</p>

<p>(3) 遠隔連携診療料の注2に規定する対象患者</p> <p><u>イ</u> てんかんの患者（知的障害を有するものに限る。）</p> <p><u>ロ</u> <u>難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病の患者</u></p>	<p>(3) 遠隔連携診療料の注2に規定する対象患者</p> <p>てんかんの患者（知的障害を有するものに限る。）</p>
--	---